

FAQ

応募要領「Ⅰ. 募集について」

Q	自治体の場合は、どのような書類を出せばいいのか？
A	自治体は対象外です。法人格を有するか、法人格を有する団体を中心とした実行委員会のみ申請可能です。
Q	文部科学大臣賞などを受けているが申請は可能か？
A	可能です。
Q	今回申請予定の事業は、現在、他の補助金にも申請している。他の補助金と重複して申請は可能か？
A	文化庁（および芸術文化振興会）の補助事業は、1事業に対して1つの補助金の申請が可能です。文化庁（および芸術文化振興会）の補助事業を複数申請し、補助を受けることはできません。他省庁、自治体の補助事業への申請の場合は、重複して申請が可能です。
Q	国際拠点化推進支援は、国内アートイベントに「参加する」場合の参加費も補助の対象となるか？
A	国内アートイベントへの「参加」は対象外です。あくまでアートイベントを開催する団体への支援です。
Q	自分は作家だが、法人格を有して活動している。（※ギャラリーではない）海外の美術館で展覧会（作品貸出だけではない）を予定している。その際の費用は対象か？申請可能か？
A	国内の法人格を有している団体の活動は補助対象で、申請可能です。

応募要領「Ⅱ. 補助対象経費等について」

Q	予算の半額補助なのか、全額補助なのか？
A	補助対象経費（消費税等仕入控除税額を控除した後の額）の半額補助です。ただし、補助対象経費の半額が上限金額を超える場合は上限金額までの補助となります。また、審査において減額査定を受ける場合があります。
Q	自治体の美術館の展覧会では、議会通過後に予算が下りるが、予算がおりた場合も補助を受けれるのか？
A	補助対象に予算は関係なく、申請可能です。
Q	海外現地での作品輸送にUberの使用は対象か？
A	海外現地運搬費は、運送業者等に手配を行った場合のみ対象です。個人で運送する場合のタクシーやUber、レンタカー等の搬入は、補助対象外です。
Q	アートフェア出展の条件となる保険加入の料金は対象か？
A	対象です。
Q	作品を、航空機の預け手荷物で運ぶ際の超過料金は対象か？
A	対象です。
Q	非課税・不課税がわからない。
A	国外における支払いは日本の税（消費税）がかりません。海外航空券（国内空港使用料以外）や、輸出入にかかる費用（通関書類作成料、トラック料等以外）は、非課税です。領収書等の支払い明細を確認のうえ、非課税・課税を計上してください。
Q	日本国籍のアーティストと外国籍のアーティストの二人展の場合は、『出展作家及び作品の2/3は我が国の現代美術作家・作品であること』と認められるか？2/3とは展示作品数や展示面積の割合か？
A	日本国籍のアーティストと外国で活動する外国籍のアーティストの二人展は、「出展作家及び作品の2/3」という条件は満たしません。展示作品数や展示面積の割合ではなく、あくまで作家の人数の割合です。（例えば、作家3名中2名や、6名中4名の出展が必要です。） なお、「我が国の現代美術作家」は、「海外で活動する日本国籍のアーティスト」や「日本で活動する外国籍のアーティスト」も含まれます。
Q	助成対象期間に開催されるフェアの出展料の支払いが2回の分割払いのため、交付申請時には既に50%の出展料の支払いが完了している。出展料の前払い分（=交付決定日以前の支払い）は補助対象か？
A	交付決定日より以前の支払いは対象となりません。残りの50%のお支払いが交付決定後であれば、その分は対象です。
Q	フェア参加の申請料など、申込金は対象外だが、申込時に出展料のデポジットを前払いしている。支払日が交付決定日より以前ののだが、補助対象か？
A	交付決定日より以前の支払いは対象となりません。
Q	自分は作家だが、法人格（※ギャラリーではない）を有して活動している。自身が所属している海外のギャラリーが、海外のアートフェアに出展するのだが、その際に、自分の作品も出品される。その際の作品輸送費や渡航費・滞在費は対象か？
A	日本に法人格を有する法人が補助対象なので、海外の法人（海外ギャラリー）は支援対象にはなりません。
Q	外貨で支払った場合の換算レートはどうか？
A	外貨の円貨への精算為替レートについては、支払日の三菱UFJ銀行のTTSレートで換算の上精算することとするので、支払日の三菱UFJ銀行のTTSレートが分かる資料（WEBサイトの写し等）を、実績報告時に信憑書類として提出してください。 ただし、実績報告時に、実際に支払った円貨が明らかな場合（銀行振込やクレジットカードの支払明細書や領収書などがある場合）は、当該円貨額により精算します。なお、支払明細書や領収書は、外貨請求額、換算レート、円貨支払額が明記されているものを提出してください。
Q	PCR検査の費用は対象経費か？
A	医者に係る経費は対象外のため、検査後に医師から結果の説明を受けるPCR検査（出入国に係る陰性証明書など）は、対象外です。
Q	海外アートフェアの設営時に、ホームセンターや通販などで購入した物品も計上可能か？
A	会場設営費は、設営業者等に手配を行った場合のみ対象です。ホームセンター等で、個人で購入した物品は対象外です。
Q	海外アートフェアの設営時に、現地スタッフに作業依頼をした。作業補助は計上可能か？
A	設営時および撤去時の作業補助は対象です。営業や販売の補助は対象外です。
Q	渡航の際にビジネスクラス（プレミアムエコノミークラス）に搭乗した。計上可能か？
A	ファースト・ビジネスクラス等は対象外です。エコノミークラスのベックス運賃（航空会社正規割引運賃）を上限として補助対象です。

応募要領「Ⅲ. 提出期間、提出先および応募書類について」

Q	財務諸表は3年分必要ということだが、ギャラリー開業後まだ2年しか立っていない。また、書類を集めるのに時間がかかり、間に合わない場合は？
A	揃えられる書類のみで構いません。
Q	海外美術館で個展の予定がある。「現代美術の企画展の開催実績があること」は、法人格での開催実績か？法人を取る以前、個人活動の際に企画展を開催しているが、開催実績に含まれるか？
A	法人格としての開催実績です。個人の作家としての業績ではなく、法人として展覧会を実行する能力があることが前提です。

応募要領「Ⅳ. 審査および審査結果について」

Q	海外の美術館と連携した展覧会開催の際に作品が売れそうだ。販売した際は、売り上げを収支に記入し、計画変更承認申請が必要か。
A	「国際連携海外展」および「国際発信力のある国内企画展」は、展覧会開催への補助です。売買が行われる場合は補助事業対象外です。（交付決定通知後に発覚した場合は、交付決定を取り下げる場合があります。）
Q	展覧会が好評で、展覧会期間を延長することになった。その場合は、変更申請が必要か？
A	申請時の企画内容の大幅な変更になりますので、変更承認申請が必要です。
Q	海外に渡航する人数（海外から招聘する人数）が変わった。変更承認申請は必要か。
A	渡航（招聘）の人数を変更し、補助対象経費の総額が、交付決定額の範囲内で補助対象経費の総額の20%以上変わる場合は「補助事業内容変更承認申請書」の提出が必要です。20%以内の変更の場合は申請書の提出は不要です。
Q	補助対象経費の総額で20%の増減の変更がある場合、変更承認申請が必要だが、各費目の20%増減に関しても承認は必要か？
A	各費目の増減に関しての補助事業内容変更承認申請書の提出は不要です。
Q	円安で応募時よりもレートが大きく変わっており、補助対象経費も増額の状況だが、変更承認申請は必要か？
A	経費の増減について補助事業内容変更承認申請書の提出が必要な場合は、「補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、決定された交付額の範囲内で補助対象経費の総額の20%以内の変更はこの限りとしない。」ですので、補助対象経費の総額が20%以上変更する場合は、補助事業内容変更承認申請書の提出が必要です。
Q	交付決定された事業（海外アートフェア）への参加が不可となりましたが、同じく最高峰レベルのアートフェアに参加することが決まったので、そちらに補助してもらいたい。計画変更は可能か？
A	応募いただいたの申請書の企画内容で審査を行い、補助金の交付が決定されたので、審査にかけられていない企画について補助することは出来ません。
Q	出展作家を変更したい。変更承認申請は必要か？
A	企画のメインとなる作家や、展示企画のコンセプトの変更に関与するような変更の場合は、変更承認申請が必要です。

報告書について

Q	旅費の領収書がない。支払明細（クレジットカードの明細等）で代替え可能か？
A	支払明細のみでは、航空券の金額の証明にはなりません。請求書と領収書をご提出ください。なお、搭乗を証明できる書類（搭乗証明書、搭乗券の半券またはパスポートの出入国スタンプ等）を併せてご提出ください。

その他

Q	令和4年度の補助事業との変更点はあるか？
A	補助事業は、毎年見直しを行い、少しずつ変わっています。昨年度からの大きな変更は、 ①外貨の換算レートが「財務省が定めた支出官レートによるものとする」から、「支払日の三菱UFJ銀行のTTSレートで換算の上精算することとする」へ変更。 ②「運搬費」の補助対象経費「海外現地運搬費」は、「運業者等に手配を行った場合のみ」とし、タクシー等を使った個人運搬は対象外に変更。 ③「会場設営費」の補助対象経費は、「設営業者等に手配を行った場合のみ」とし、個人で購入した物品は対象外。 ④『海外アートフェア等参加・出展』の補助対象経費の「旅費」のうち、宿泊上限が従来の7日から10日間に延長。 ⑤『国際発信力のある国内企画展』の補助対象経費のうち、「旅費」は補助対象外、「雑役」が補助対象へ変更。なお、「雑役」は、展覧会カタログにおける翻訳費用が対象。 などです。詳しくは応募要領をご確認ください。